

感対第6342号

令和3年2月10日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

「大阪府新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・薬局等における
感染拡大防止等支援事業補助金」にかかる実績報告手続きについて(周知依頼)

日頃から、大阪府の健康医療行政に御協力をいただき、お礼申し上げます。

本補助金については、全ての物品の購入等が済み次第、すみやかに実績報告（事前審査）にかかる書類の提出をお願いさせていただいているところですが、概算払いにて交付済みの医療機関・薬局等のうち、これらの書類をご提出いただいた医療機関・薬局等は約2割にとどまっております。

円滑な審査ができるよう体制を整えてまいります。3月下旬から4月上旬にかけて、実績報告（事前審査）にかかる書類のご提出時期が集中した場合、コールセンターがつながりにくくなったり、短時間で領収書等や対象経費の確認作業などにご対応いただく必要が生じたりする等、ご不便をおかけすることが予想されます。

本補助金の「交付決定通知書」並びに「実績報告のご案内」を受け取られている医療機関・薬局等で、交付決定額を超える領収書等が整い、実績報告（事前審査）にかかる書類のご提出が可能な場合は、可能な限り早めにご提出をお願いします。

つきましては、貴団体より会員等関係者のみなさまへ御周知いただくよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

(参考 URL) 概算払いの実績報告に係る大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryoo/2019ncov/shiennkinn.html>

※大阪府ホームページ>特設サイトメニューのうち「支援情報（府民・事業者・医療機関）」>医療機関の皆様>★メニュー★のうち「支援メニューについて」>「(4) 感染拡大防止等に関する補助」に本補助金の概要ページへのリンクがあります。

【問い合わせ先】

大阪府感染拡大防止等支援事業コールセンター

0570-001-332

「大阪府新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・薬局等における

感染拡大防止等支援事業補助金」にかかる実績報告手続きのお願い

1. 令和2年12月までに申請(概算交付申請)された方

補助金の交付後に送付しました「実績報告のご案内」をご参照いただき、

交付決定額を超える全ての物品の購入等が済み次第、すみやかに

事前審査にかかる書類(所要額精算書、領収書等)の提出をお願いします。

※補助事業完了日の翌日から **30日**以内又は令和3年4月 **10日**までのいずれか早い日が実績報告書(本審査)の提出期限です。

※「実績報告のご案内」がない場合は、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

概算交付申請の実績報告についてよくある質問:

Q1 : 概算交付申請時から費目(例:備品購入から消耗品購入)は変更できるか。

A1 : 交付決定額の範囲内で、変更後の経費が補助対象であれば可能です。**20%**以上の増減が生じる場合は、所要額精算書にその理由を書いてください。

Q2 : 交付決定額は超えているが、3月までの経費が出そろうまで提出を待つべきか。

A2 : 交付決定額が補助の上限となりますので、交付決定額以上の物品の購入等が完了していれば、事前審査書類のご提出をお願いします。

2. 令和3年1月以降に申請(精算交付申請等)された方

補助金の交付決定通知に「実績報告のご案内」を同封します。それに基づき、実績報告にかかる書類のご提出をお願いします。事前に可能な限り領収書等のご準備をお願いします。

※申請者によりご提出いただく書類が異なります。

問い合わせ先(感染拡大防止等支援事業補助金 コールセンター)

0570-001-332(受付時間:平日9時から**18**時まで)